

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第4回）

日 時 平成20年9月26日（金）

午後1時

場 所 生駒市役所403・404会議室

次 第

案 件

1 当部会の検討事項について

- (1) 危機管理について
- (2) 財務総則について
- (3) 予算編成・執行・決算について
- (4) 財産管理について
- (5) 評価実施・評価方法検討について

2 その他

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第4回）検討資料

<p>各市町条例 (1) 危機管理</p>	<p>【ニセコ町】 (危機管理体制の確立) 第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。 2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。</p> <p>【名張市】 (危機管理) 第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p>【基本構想案】 ●市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【条例案例示】 (危機管理) 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。</p> <p>【条例解説案例示】 ●市は、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力のもと危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体としての対応を意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市では、他の地方公共団体や民間企業等との間で、災害相互応援協定をはじめ、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、防災コンテナによる緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。</p>

各市町条例
(2) 財務総則

【ニセコ町】

(総則)

第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

【宝塚市】

(財政の仕組み) 【再掲広報広聴部会】

第16条 市は、総合計画や行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。

【生野町】

(健全な財政運営)

第28条 町は、総合計画等や政策評価と連動した予算編成の仕組み及び中長期的な財政計画を確立し、健全な財政運営を図らなければならない。

【伊賀市】

(財政運営の基本方針)

第51条

2 市長は、中長期的な展望に立った自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

【名張市】

(財政等)

第24条 市は、総合計画を実現するための財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。

【篠山市】

(財政運営の基本)

第9条 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。

生駒市としての考え方
(基本構想及び条例案
例示等)

【基本構想】

●市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた自主的かつ健全な財政運営を行わなければならないことを規定する。

【条例案例示】

(財務総則)

市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

【条例解説案例示】

●市の財政は、市民の税金等によって支えられていることを踏まえた財政運営の基本事項として、一定の期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化した総合計画及び事業の成果等の目標到達を明らかにし、次の計画や予算、その実施に反映させる行政評価に基づいて、自主的かつ健全な財政を確立することが必要であることを定めています。

<p>各市町条例 (3) 予算編成・執行・決算</p>	<p>【ニセコ町】 (予算編成) 第41条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。 2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。 (予算執行) 第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。 (決算) 第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。</p> <p>【生野町】 【再掲広報広聴部会】 第29条 町は、毎年度の予算編成から決算認定まで、町民にわかりやすい方法で公表していくことに努めなければならない。</p> <p>【伊賀市】 (財政運営の基本方針) 第51条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。 (予算編成、予算執行) 第53条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。 2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。</p> <p>【篠山市】 (財政運営の基本) 【再掲】 第9条 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画及び行政評価を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならないこと並びに予算の編成過程を含め市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならないこと及び予算の執行計画を策定しなければならないことを規定する。</p> <p>【条例案例示】 (予算編成、執行及び決算) 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画及び行政評価を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。 2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。 3 市長は、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報の提供に努めなければならない。</p>

【条例解説案例示】

- 第〇条の財務総則と同様、予算の編成及び執行においても総合計画及び行政評価に基づくことを定めています。また、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする「行政運営効率化の原則」の観点から、地域の諸資源（人材、自然、歴史、文化、地域活動など）や、経営資源（人・モノ・カネ・情報）を最大限活用して、予算を編成し執行することを確認するものです。
- 地方自治法第220条第1項「予算の執行及び事故繰越し」、地方自治法施行令第150条「予算の執行及び事故繰越し」及び生駒市予算規則に基づき、予算執行を進めることを原則事項として定めています。

【地方自治法】

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

【地方自治法施行令】

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
- 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
- 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従つて歳入歳出予算を執行すること。

2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。

【生駒市予算規則】

（予算成立の通知）

第8条 主管課長は、予算が成立したときは、課長に対して当該課の所掌事務に係る予算を通知するとともに、これを会計管理者に通知するものとする。

（予算執行計画）

第9条 課長は、前条の規定により通知を受けたときは、速かにその所掌事務に係る予算執行に予算執行計画書（様式第1号）を作成し、主管課長に提出しなければならない。

2 主管課長は、前項の予算執行計画書に基づき、必要と認めるときは、課長の意見を聴き予算執行計画を調整し、市長の決定を受けなければならない。

3 主管課長は、決定された予算執行計画を直ちに課長及び会計管理者に通知するものとする。

●「予算に関する説明書」のほか、より具体的な予算説明資料や「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類」の充実などにより、市民に予算及び決算の内容が分かりやすく理解できるような情報提供に努めるべきことを定めています。

各市町条例
(4) 財産管理

【ニセコ町】

(財産管理)

第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。

3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。

【伊賀市】

(財産管理)

第54条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければならない。

2 市長は、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。

【名張市】

(財政等) 【第3項再掲広報広聴部会】

第24条

2 市は、保有する財産の適正な管理及び効果的な活用に努めなければならない。

3 市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければならない。

【篠山市】 【再掲広報広聴部会】

第9条

2 市長は、市が保有する財産の適正な管理及び運用に努めるとともに、市及び市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する法人の財政状況を、市民に分かりやすく公表しなければならない。

生駒市としての考え方
(基本構想及び条例案
例示等)

【基本構想】

●市長は、市の財産の適正な管理及び運用に努めなければならないこと並びに市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならないことを規定する。

【条例案例示】

(財産管理)

市長は、市が保有する財産の適正な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。

【条例解説案例示】

●市の財産の適正な管理及び運用並びにその保有状況の情報請求に対する速やかな公開を市長に課しています。市有財産の管理は、地方自治法第149条等で財産の適正な管理及び効率的な運用が定められており、また、同法第243条の3に基づき、市民に分かりやすい財政状況の公表を定めており、本市では、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙などで歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表しています。

【地方自治法】

(担任事務)

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

(財政状況の公表等)

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

<p>各市町条例 (5) 評価実施・評価方法 検討</p>	<p>【ニセコ町】 (評価の実施) 第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。 (評価方法の検討) 第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。 2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。</p> <p>【宝塚市】 (行政評価) 第15条 市は、行政課題や市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政運営を進めるため行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。</p> <p>【生野町】 (実施、評価段階での協働) 第16条 町は、総合計画等の実施、評価等の各段階において、町民の参画を得て、協働で実行していかなければならない。</p> <p>【多摩市】 (評価への参画) 第26条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとします。 2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができます。 3 市の執行機関は、前2項の評価を施策に反映するよう努めるものとします。</p> <p>【伊賀市】 (行政評価) 第56条 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。 2 市は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。 3 前2項の評価は、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならない。</p> <p>【名張市】 (行政評価) 第25条 市は、効果的で効率的な市政運営と総合計画の進行管理を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。</p> <p>【篠山市】 (行政評価) 第22条 市長は、能率的かつ効果的な市政運営を進めるため、行政評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 市長は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策について、市民参画による評価を行い、必要な見直しを行うものとする。</p>
---------------------------------------	--

生駒市としての考え方
(基本構想及び条例案
例示等)

【基本構想案】

- 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施すること及びその結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映すべきことを規定する。
- 市は、評価に当たっては、市民参画による評価を行うなど常により良い方法で行うよう改善に努めなければならないことを規定する。

【条例案例示】

(行政評価)

市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。

- 2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。
- 3 市長は、評価に当たっては、市民参画による評価を行うなど、常により良い方法で行うよう改善に努めなければならない。

【条例解説案例示】

- 各種の計画、予算、決算、事務内容などの項目ごとに評価することを定めるものです。行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標達成度などを明らかにするもので、そのためには、「Plan (計画)・Do (実施)・Check (評価)・Action (改善・見直し)のマネジメントサイクルを導入することが必要になります。
- 評価結果を公表することは、透明性の向上と市民のまちづくりへの関心を高めることにもつながり、その評価結果を事業の見直しや予算編成、施策の選択と集中などに反映させることを定めています。
- 行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民参画による評価システムを構築することが重要であることの規定です。「生駒市行政改革大綱」に基づくアクションプランにおいて、施策評価及び事務事業評価を導入し、予算制度と連携した行政評価システムの確立を図ることとしています。

生駒市市民自治検討委員会幹事会検討結果

各市町条例
(1) 市の役割

【ニセコ町】

(執行機関の責務)

第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

【宝塚市】

(市の責務)

第3条 市は、前条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。

2 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。

3 市は、地域コミュニティの役割を認識し、その活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。

4 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される、地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。

【伊賀市】

(行政の役割と権限)

第42条 市の執行機関は、法令で定めるところにより、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する機関である。

2 市長は、市の執行機関を統括し、これを代表する。

3 市長は、議案の提出、予算調製、地方税の賦課徴収、財産の取得及び公文書類の保管等、市の事務を執行する権限を有する。

【篠山市】

(市政運営の基本)

第4条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利及び利益を保護することを基本とする。

2 市は、市民自治の実現のため、市民が市の保有する情報を知る権利及びまちづくりに参画する権利を保障し、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

3 市長は、市民の意向に的確かつ柔軟に対応するため、行政組織の横断的な調整を図り、総合的に行政サービスを提供するものとする。

4 市長は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。

【文京区】

(区の基本的役割)

第16条 区は、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 区を構成する各機関は、それぞれの責務を果たすことを通じて、共通の目標である協働・協治の社会の実現を図る。

3 区は、持続可能で健全な区政を実現する。

(保証役としての役割)

第17条 区は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び区民等の活動の支援を通

	<p>じて、区民等により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努める。 (調整役としての役割)</p> <p>第18条 区は、必要に応じて、区民等の間の調整を行う役割を担う。 (地域の担い手の支援)</p> <p>第19条 区は、区民等の自主性及び自律性を尊重しつつ、地域の課題を解決するための活動に取り組む人々や団体が自主的・自律的に活動できるように支援する。</p>
<p>生駒市としての考え方 (条例案例示等)</p>	<p>【条例案】 (協働のまちづくりにおける市の役割) 市は、自ら公共的サービス及び活動を提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス及び活動水準の設定及び市民等の活動の支援を通じて、市民等により公共的サービス及び活動の提供が適正に行われることを調整するよう努める。</p> <p>【条例解説案例示】 ●参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が公共的サービス及び活動の提供という役割を担うだけでなく、今後は他の主体に公共的サービス及び活動の提供を委ねる場面も多く登場すると考えられます。こうした場合に市は、他の主体によって公共的サービス及び活動の提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割を中心に担うことになると考えられることに伴う規定です。なお、場合によっては、市が公共的サービス及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。</p>